

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C製作所（以下「事業場」という。）において、技能職として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、事業場から普通自動車を運転して帰宅する途中、渋滞のため停車したところ、後続の普通自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちにD病院に救急搬送され、「頸部挫傷、腰部挫傷、左上腕部挫傷、外傷性腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、その後複数の医療機関において療養を継続していたが、不眠などの症状が出現したとして、同年○月○日、Eクリニックに受診し、「急性ストレス反応」と診断された。

- 3 本件は、請求人が、精神障害を発病したのは本件災害によるものであるとして、精神障害に係る療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、通勤によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月中旬頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「Ｆ４３．２ 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成２３年１２月２６日付け基発１２２６第１号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、通勤に起因する場合にも認定基準に準じて判断するのが妥当であることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 請求人は、本件災害は車両が廃車になるほどの衝撃で、車いす生活になる程の悲惨なものであった旨主張しているが、当審査会において、一件記録を精査するも、請求人が乗車していた車両の本件災害後の破損状況、本件災害後の請求人の傷病の状況等から、決定書理由に説示するとおり、本件災害は、認定基準別表１「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）及び「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」にとどまるものであり、その全体評価は「弱」であるものと判断する。
- (4) したがって、請求人の本件疾病は本件災害によるものと認められず、通勤によるものと認めることはできない。

なお、請求人は、本件災害により脳脊髄液漏出症を生じた旨主張しているが、

F 病院 G 医師は、平成○年○月○日付け意見書において、起立性頭痛なしとしており、また、同病院での検査の結果でも肯定されていないことがうかがわれるから、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。